

## 認定を受けるための申請方法

### 1 申請要件

法人、協同組合、個人商店等の企業単位です。業種や規模、個人・法人の別は問いません。  
ただし、過去3年間に労働安全衛生関連の重大な法違反がないことや労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理などの取組を行っていることが求められます。

### 2 申請時期

平成27年6月1日以降（特に締切の期限は定めません）

### 3 申請先

本社を管轄する労働局の健康安全課又は健康課へ申請書類を提出してください。  
（島根に本社がある場合は、島根労働局労働基準部健康安全課）

### 4 申請書類

申請書様式は厚生労働省のHP（参考資料）を参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075575.html>

このほか、安全衛生優良企業の基準各項目を満たしていることを示す書類を添付してください。

### 5 その他

申請を希望する企業は、申請前に厚生労働省のHP（職場の安全サイト「安全衛生優良企業公表制度」）で自社の安全衛生の取組レベルを自己診断してください。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan\\_top.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_top.html)

なお、自己診断を行った結果ページを印刷したものを様式第1号別添2とすることができます。

#### 【申請の流れ】

